

平成 26 年 1 月 6 日

「エネルギー基本計画に対する意見」について

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

1. 総論

- ① 我が国のエネルギー供給体制の根本的な脆弱性はもとより、震災後に生じている電力供給の不安定な状況や価格の上昇を、エネルギー基本計画策定の前提となる需給構造の課題と真正面から捉えられたことは、エネルギーに関わる諸課題が、国民経済の成長・発展を大きく阻害するという、産業界の強い危機感と認識と軌を一にしている。
- ② このような認識によって、今回取りまとめられた「エネルギー基本計画に対する意見（以下「同意見」）」については、総論として高く評価できる。

2. 電気料金の上昇とその影響について

- ① 「同意見」において明記されている通り、鉄鋼業、とりわけ電力多消費産業である電炉業では、全国的な電気料金の値上げにより、著しく収益が圧迫されている。普通鋼電炉工業会によれば、震災以降に実施された電気料金の値上げと現在審査中の中部電力の値上げ申請まで含めると、値上げに伴うコスト負担増額は合計で年間約 181 億円と試算されており、これは普通鋼電炉業界の経常利益総額である 82 億円に対して約 2.2 倍にも達する極めて深刻な事態となっている（2012 年度実績による試算）。こうした中、従業員削減、給与・賞与等の削減、老朽化設備更新の見送りなど、自らの身を削る、切実な対応を迫られている会社もある。
また、現行の再生可能エネルギー固定価格買取制度において、実質的に電力多消費であっても減免措置が適用されず、サーチャージが経営を圧迫している会社もある。
- ② 政府におかれては、中長期的なエネルギー需給構造改善や電力を始めとしたシステム改革に加え、喫緊の課題である電力の供給安定化と料金の抑制を最優先課題として取組む姿勢を更に明確にして頂きたい。具体的には、安全が確認された原子力発電所の再稼働の加速と、「5.」に後述する将来に亘る電力料金上昇の固定化に繋がる再生可能エネルギー固定価格買取制度の早急かつ抜本的な見直しに取り組んでいただきたい。

3. エネルギー安全保障について

- ① 原子力の停止により、現在の我が国の一次エネルギー供給はその殆どを海外から輸入される化石エネルギーに依存しており、また石油の中東依存率も大きく高まっているなど、極めて脆弱な供給体制に陥っている。

- ② このような状況が継続すれば、エネルギー価格の国際競争力の観点のみならず、エネルギー安全保障の観点からも、我が国の国際的な立地競争力は大きく損なわれ、現政権が推し進める成長戦略の実現に極めて大きな障害となる。
- ③ エネルギー資源に乏しく、また電力を始めとしたエネルギーの国際連携も行われていない我が国にとって、エネルギー安全保障は最も重要な課題であることから、エネルギー自給率の向上（準国産エネルギーである原子力を含む）と、バランスのとれた適切なエネルギーミックスの実現を図ることを強く打ち出していきたい。

4. 原子力について

- ① 「同意見」において、原子力は「エネルギー需給構造の安定性を支える基盤となる重要なベース電源」と位置付けられている。当連盟としても、電力多消費産業にとって最も重要な「低廉で安定的な電力供給」の観点および「エネルギー安全保障」の観点から、原子力発電の活用は今後も必要不可欠であると認識しており、この点が今回明記されたことについては、高く評価する。
- ② 他方、原発依存度は可能な限り低減させるとしつつ、「必要とされる規模を十分に見極めて、その規模を確保する」としている。
- ③ 従って、エネルギー基本計画の中に、「重要なベース電源として規模を確保する」観点から、また、「最先端技術の導入による安全性を確保する」観点から、「必要に応じて原発のリプレース等を行う」ことを明記すべきである。
- ④ 原子力の平和利用にあたって、使用済み燃料のサイクル、放射性廃棄物の最終処分は避けて通れない重要な課題である。この点について、国が前面に立って課題解決に取り組むことが示されたことは高く評価する。今後はエネルギー基本計画に基づいたバックエンド対策が着実に進められることを強く求めたい。
- ⑤ 現行の原子力損害賠償制度は、福島第一原発での事故によって、制度の限界が露呈したこと、また原子力を今後も重要なベース電源と位置付けることから、現行制度の是正に向けた、具体的な制度設計の検討を行う旨を明確に打ち出すべきである。

5. 再生可能エネルギーについて

- ① 再生可能エネルギーは将来的に重要なエネルギー源であるという認識は総論としては共有できるが、各論では課題が多い。
- ② 現行の固定価格買取制度施行から既に1年半以上が経過したが、制度的な欠陥（再生エネルギー種間の競争原理が働かない価格設定となっていること、申請さえ受理されれば、運用開始の時期を問わず、申請受理時の買取価格が適用されること等）によって、最も調達価格が高く且つ最も効率の

悪い太陽光（特に非住宅用）のみが爆発的に拡大する一方で、比較的高効率かつ安定性のある風力や地熱については殆ど導入が進んでいない実態が明らかとなっている。

- ③ このような状況を放置すれば、急激かつ大幅な料金上昇の長期にわたる固定化に繋がる一方で、本来望ましい再生可能電源のポータルフォリオが実現できない事態となることは明らかである。特に当初の想定をはるかに超えて急激に拡大すると予測されるサーチャージは、今でさえ、原子力の停止や輸入燃料費の上昇によって、極めて大きな負担となっている電気料金を更に上昇させることになり、国内産業（特に製造業）に甚大な影響を及ぼすことになる。このため、再生エネルギーの種別毎に、課題と方針を一層明確にして、メリハリのある対策を打っていくべきである。
- ④ 「同意見」では、「今後3年程度、導入を最大限加速していく」とされているが、上記の実態に鑑み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第10条に基づき、現行制度の抜本的見直しに一刻も早く着手すべきである。
- ⑤ 具体的には、(ア)これから検討が始まる来年度の買取条件の中で、非住宅用太陽光発電買取価格の大幅な低減（例えば太陽光で先行したドイツ並み）により、将来20年に亘って固定されるサーチャージ上昇に緊急的な歯止めをかけたうえで、(イ)再生可能エネルギーを、我が国の成長戦略に資する持続可能な形で導入していくための制度とするべく、固定価格買取制度を前提とした再生可能エネルギー導入の施策について根本的に見直していただきたい。

6. 地球温暖化問題について

- ① エネルギーミックスについて、「原発再稼働や固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー導入に加え、地球温暖化問題に関する国際的な議論の状況等を見極めて、速やかに示す」とされているが、原発再稼働等の状況を踏まえて、エネルギーミックスを速やかに示すと明記されたことには賛成である。
- ② 但し、再生可能エネルギーについては中長期的には重要なエネルギー源であるものの、前記「5.」で示したように、その導入の施策については根本的な見直しが必要である。このため、「固定価格買取制度に基づく」という表現には反対であり、削除すべきである。
- ③ また、エネルギーミックスを踏まえて、我が国の温暖化防止の目標を定める際には、実現可能性、国民負担の妥当性、国際的公平性を勘案したうえで、国民による十分な議論と納得を得るプロセスを経るべきである。

以上